

## ○久喜市特別職報酬等審議会条例

平成 22 年 7 月 13 日

条例第 241 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため久喜市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、必要の都度、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。